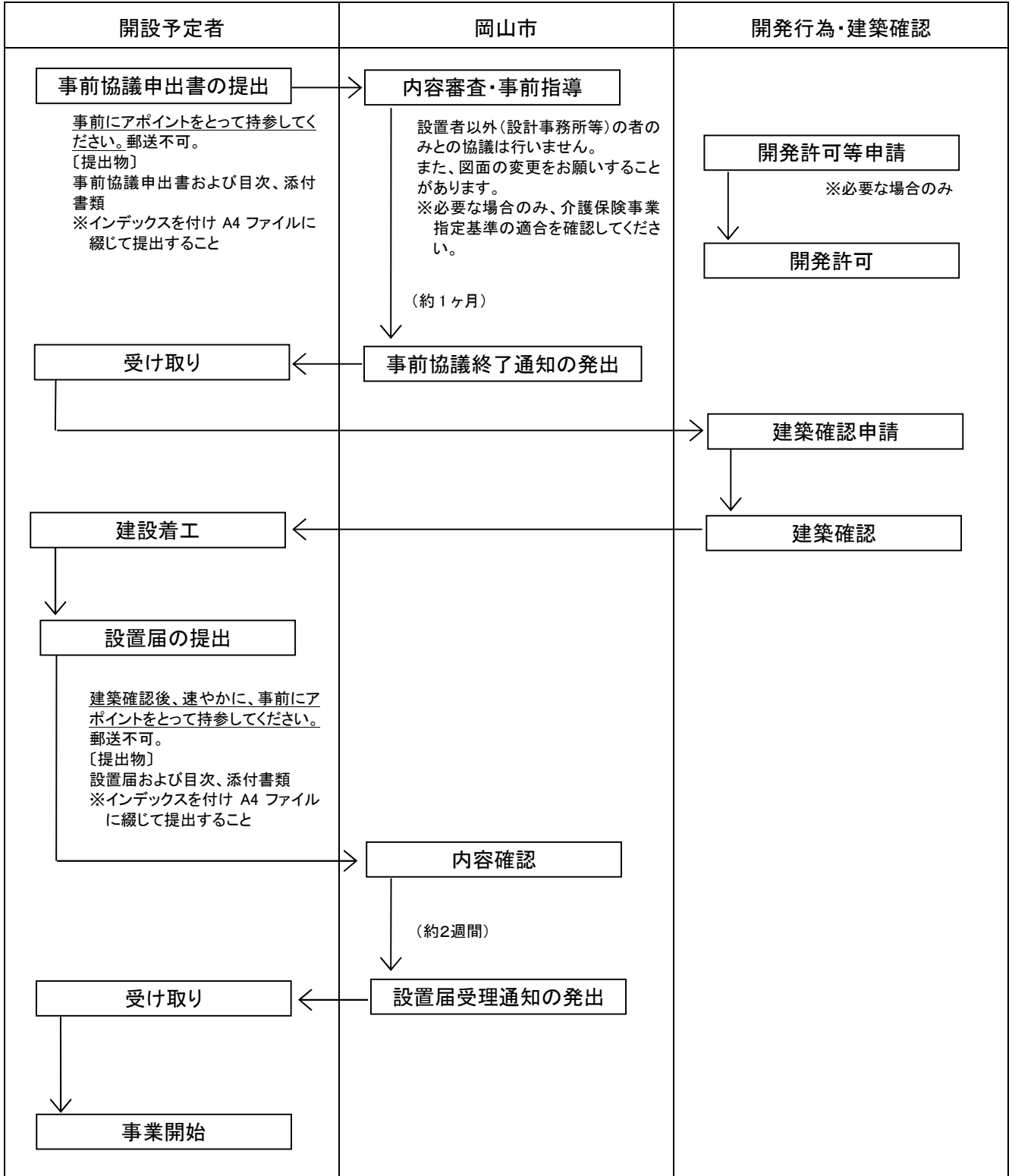


有料老人ホームの設置等に関する事務手続きの流れ

1. 新規設置の場合

以下の流れに沿って手続きを行ってください。なお、事前指導及び設置届の内容確認の段階で、法令等に適合しない場合など、図面の変更をお願いすることがありますので、スケジュールには余裕をもって手続きを行ってください。

※市および国の関係法令・通知（ホームページに掲載）については、必ず内容を確認しておいてください。



2. 届出内容に変更がある場合

変更後1ヶ月以内に変更届を提出してください(郵送可)。内容を確認のうえ、後日、受理通知を郵送します。

※重要な変更(定員の変更、建物の規模及び構造並びに設備の変更)については、市と事前に協議を行ってください。

3. 事業を廃止または休止する場合

廃止又は休止の日の1月前までに廃止(休止)届を提出してください(郵送不可)。内容を確認のうえ、後日、受理通知を郵送します。なお、現入居者がいる場合は、その措置等について市と協議を行ってください。

4. 介護保険法上の特定施設入居者生活介護等の指定を受ける場合

本市の介護保険事業計画との整合が図られている場合において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を実施しようとするときは、市の事業者指導課がホームページ等で示している「申請の手引き」を参照のうえ、事業開始の前々月末までに事業者指導課へ指定申請書等を提出してください。また、建築物関連法令協議記録報告書もあわせて提出してください。